

判決年月日	平成29年12月7日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成29年(ネ)10045号 平成29年(ネ)10058号		
○ 虚偽事実の告知の不正競争行為を認め、損害を認定した事例。			

(関連条文) 不正競争防止法2条1項14号

判決要旨

1 本件は、控訴人が、被控訴人に対し、不競法4条(予備的に民法709条)に基づく損害賠償の支払を求めた事案である。控訴人は、「被控訴人が、バイオデントに対し、控訴人が製造しバイオデントが輸入・販売する原告製品について『被告の保有する特許権(第4444410号)の請求項1に関連する』などと通知したこと(本件各告知)から、バイオデントが原告製品の輸入・販売を中止せざるを得なくなり、控訴人に損害が生じたが、本件特許権は無効であり、したがって、上記通知は虚偽の事実の告知に当たるから、上記被控訴人の行為は不競法2条1項14号所定の不正競争行為に当たる。」と主張している。

原判決は、被控訴人のバイオデントに対する本件各告知は、虚偽の事実の告知に当たり、本件特許権に基づく権利行使の範囲を逸脱する違法があり、被控訴人には、バイオデントに対し本件各告知による虚偽の事実を告知したことについて、少なくとも過失があるから、被控訴人による本件各告知は、不競法2条1項14号の不正競争行為に該当すると認めた。そして、原判決は、被控訴人による本件不正競争行為と相当因果関係のある損害は、原告製品①の販売中止による逸失利益及び弁護士費用であると認めた一方、本件不正競争行為と原告製品②～④に係る逸失利益との間には相当因果関係があるということとはできないとした。

控訴人は、原判決における敗訴部分の一部について控訴を提起し、原判決を変更することを求めるとともに、当審において、被控訴人の不正競争行為に基づき発生した平成28年2月16日から平成29年4月30日までの損害賠償の支払請求を追加した。被控訴人は、原判決における敗訴部分の全部につき附帯控訴を提起した。

2 本判決は、以下のとおり、原告製品②～④に係る逸失利益についても、被控訴人の不正競争行為との間に相当因果関係があると認めた。

(1) 原告製品②について

原告製品②は、材質がセラミックであることを除き、製品の基本的構成が原告製品①と同一であるから、本件発明の技術的範囲に属するものと認められる。そうすると、原告製品①と同様に、本件各告知行為と控訴人が原告製品②を日本において販売しなかったことに係る損害との間には事実的因果関係を認めることができる。

歯列矯正には、審美性も要求され、他者から見えにくい矯正装置が開発されてきたところ、昭和55年頃からセラミック製のブラケットが開発され、被控訴人は、平成18年8月に、セルフライゲーションセラミックブラケットである被告製品Bについて、薬事法上

の認証を取得して製造販売を開始し、平成19年までには、セラミックのブラケットが標準技術とされ、平成20年には控訴人及びデンツプライ三金株式会社がセラミック製のブラケットを販売しており、平成21年頃にはフォrestaデント・バーンハードフォスター社がセラミック製のセルフライゲーションブラケット製品の販売を開始したものと認められることからすると、本件各告知の時点において、被控訴人は、控訴人が将来において原告製品①の材質をセラミックとしたものを開発し販売することは、予見可能であったというべきである。そして、本件各告知は当時販売されていた原告製品①が本件特許を侵害するとしてその販売中止を求めたものであるから、同じく本件特許を侵害する将来開発される製品の販売をもやめるであろうことは予見可能であったというべきである。したがって、被控訴人による本件各告知行為と控訴人が原告製品②を販売しなかったことに係る損害との間に相当因果関係があるといえる。

(2) 原告製品③及び④について

ア 原告製品③は、口腔内最奥の臼歯用の、歯に直接装着される、ダイレクトボンドタイプのチューブブラケットであるが、その基本的構成が原告製品①と同一であるから(甲89)、本件発明の技術的範囲に属するものと認められる。

原告製品④は、口腔内最奥の臼歯用の、バンドに溶接して歯に装着される歯列矯正ブラケットであり、本件発明の技術的範囲に属するものと認められる。

そうすると、原告製品①及び②と同様に、本件各告知行為と控訴人が原告製品③及び④を日本において販売しなかったことに係る損害との間には事実的因果関係を認めることができる。

イ 平成19年には、歯列矯正器具の「ウエルダブルタイプチューブ」と「ボンディングタイプチューブ」とが標準技術とされていたこと、株式会社カンノは「ダイレクトボンディング品」である「セルフリガチャーブラケットチューブ」についての薬事法上の認証を取得して、平成19年には発売を開始したこと、平成20年には、控訴人はダイレクトボンドチューブ製品及びウエルダブルチューブ製品を販売しており、その中には、セルフライゲーションタイプのものもあったこと、フォrestaデント・バーンハードフォスター社は「ウエルダブルタイプ」及び「ボンダブルタイプ」の「バックカルチューブ」についての薬事法上の認証を取得し、平成21年には、発売を開始したことが認められることからすると、本件各告知の時点において、被控訴人は、控訴人が将来において原告製品①に対応する、口腔内最奥のチューブブラケットのダイレクトボンドタイプ及びウエルダブルタイプを開発し販売することは、予見可能であったというべきである。そして、本件各告知は当時販売されていた原告製品①が本件特許を侵害するとしてその販売中止を求めたものであるから、同じく本件特許を侵害する将来開発される製品の販売をもやめるであろうことは予見可能であったというべきである。したがって、被控訴人による本件各告知行為と控訴人が原告製品③及び④を販売しなかったことに係る損害との間に相当因果関係があるといえる。